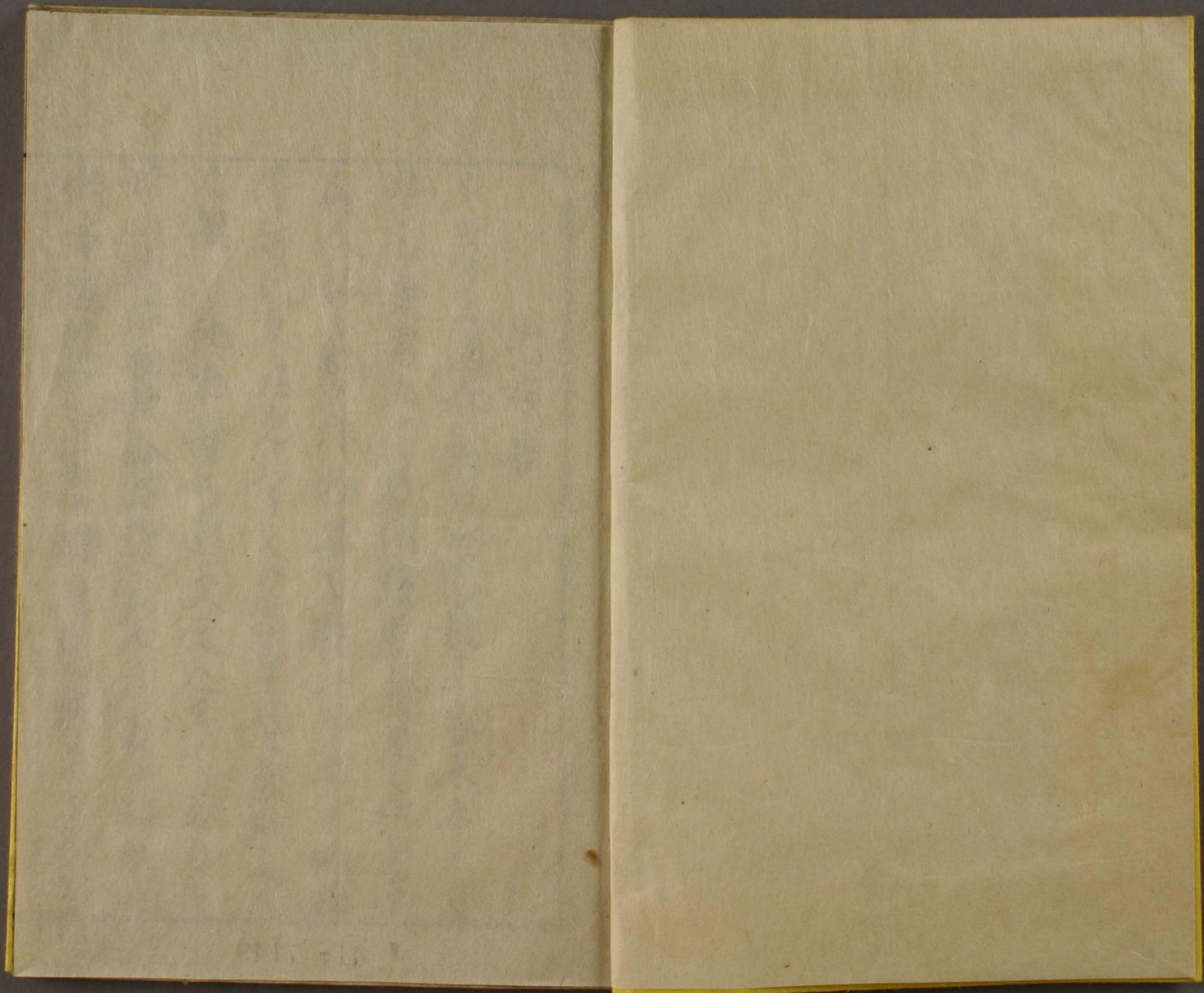


博覧會規則

洋学文庫
文庫 8
C 379







御布告

時任氏曰為書

イギリス國都府ロンドン於て去未年三月
比より毎年五月月間博覽會ありて右各等
商人臨て製作物品之精巧を示し、紙物
等可引更爲免とす、然るに府藩縣商人
尤親く紙物等可引更又込とす、自力を
以て其不物右今場へ免出度者ハ別紙規
則書懸覽之上管轄府藩縣より、其

七月申午勅省上可預出此事

庚午

六月

太政官

所紙摺物ハ外務省ニ在リ何部
ニ在リテ立次方古渡中事

博覽會規則

今度初多博覽會を毎年を度々常式
儀式事を目録見別辰之仕方を左設けり
統多博覽會掛之頭取并各國政府より
能く在速し急々心附あり多
博覽會と云者の大々利益ある事と世の
人知らざる者あり故に又茲に速るもくづく

しあるべし。是は仕事と通るハ各國
政府及我國ノ人民大ヨリ品物差出方ニ
人々ノ知悉スルコトヲ大ニ入用セリ。事
あるハ今除斗ニ入用を省キ不却合ニ
仕事ヲを取除ク人トハ紙ノ通り規則を
定免リ

博覽會ニ差出ス不物を精々念入ニ調
上ニ其場ニ差出ス。尤不敷多ク持
出ニ及セリ。事

制衣造品ノ手際ノ好惡を自利スル者
多シ。付率ノ取捨者ノ取調。上
下ニ博覽會ニ持出スを許ス。事
初度ニ博覽會ニ出ス。不物を差出
ル。只ニ名ニ限る。別瀬戸物と毛織
物羊毛と。糸織物と製衣。あげ
と學問仕附方ニ附ク。物也也

博覽會に持出品主の色之内に見本
を色宛差出願しつづき念入製造
せしもの新工更に物あるを

博覽會の場所ギヤーン制衣の塵除并
其に非入用之雜道具類を用意する
我政府も辨ゆる答あり今度企む博
覽會の入用并諸品運込入用を一千八百
六十二年 即文久三年 小開きし博覽會入

用之廿五分の一に減少する為に各國政
府並其國の君主箱蓋等を新規に設
け入用せざる為あり各國頭取より此を
願き入用を國産の税を交する時とせ不
を當國に送込入用あり且他國より
尚府に送込し所し後所よりロンドン府中
之事を取扱はるあり
此會に持出品主の損失を

政府より世話人を附置しき事
各國とも纏りしき個々之地を分配あり
殊く唯不物を分置るる場所ありしき事ども
此場所におも各國品之自分し不物を博覧
場は差出を允許を得る事といギリス人同
之便宜を得る

國々之風俗と便利とを考へて國産制衣造
手際之好悪を目利を調る事と勿論ありとも
望まざる不物を調之法その博覧會に撮り合
し諸事之進退を書きし我國博覧會頭取
中老より先支あり事ありし他國に於ても
速に役人を命し今度之博覧會一条は諸事
相談を遂げりぬ出入用之減少する相商し
取扱をあたへ事と望む

別紙規則書

曾多千八百五十一年 我嘉永五年 小開き 博覧會
頭取の今度諸職制衣造の品物并に學問所新
發明の諸品を選分する年々博覧會を開
る事とし我目論見あり其第一に會ハロンドン府
サウスケンシントンに於て千八百七十一年六月一日
我嘉永三年三月十二日 小開き 同九月廿日 我嘉永三年七月三日 閉づ

此博覽會ハ永世不朽之建物を造営し其
内之傍附場を築くべし只今草木養植社
園之傍に於て建築中あり

各國之制衣造不し殊交且手際好くして博
覽場より先出さざるものハ裁判役之證書を
得て後何國を稱せざる場中に入るを免ま
す

第一之博覽會ハ^{一千八百七十}一年の會とす^左之不物を

五取^取るべきべし各部類毎に其人附
並又之不物より其仕方心得る者も附
置るべし

第一之部 技藝之分

但實用之立處を以て其變用之立處を以て

第一各種之画類別水画^{繪具を水に溶} 油画^膠
画。蠟画。玻璃之画。陶器之画。切嵌細工。^{硝子。木。石。類を}

聖に著て國画
を作すもの七寶燒類

牙二石像及び右極古之雛形。蠟石。堅石。木。土燒。金旗。象牙。玻璃。寶石。及び他之物枝を以て彫刻ありしものあり

牙三木版圖。金版圖。石版圖。之類。写真画

牙四建築方細圖画及び雛形

牙五各種織物鋪物縫取之類及織物之製

製衣——婦女子之飾之類。毎縁等

但其製造之精粗を異なる所を其着色画風之品等と稱する為あり

牙六凡之飾と云ふ物之下画

牙七太古或ハ中古時代之画。切嵌細工。及び陶

器之似を作す——物其外鯨腦油を和したる

墨を以て美皮不を似を作す——もの又を

エシキテルもの似を作す——物

牙二之部 製造道具 製衣制物

衣之物 製衣——上ざるものあり

牙八種々之燒物 土器 石細工 上品之陶器

パリアンを以て製衣し多る器及び普通に用ゆる
 焼尾中非凡く實用に立ふべき珍貴な物と
 新工更く道具并之を製衣する仕方
 第九羊毛織物新規一種の物を發明せり
 又ハふ之を製衣する新法并羊毛織物出立
 新工更く道具
 第十學術教導につきてのふらふ及び其
 書と器

一 学校と建物と入用之品并学校内之に用ゆる
 器物
 一 書籍地圖并地球學術上之道具類
 一 児童之四体を運動せしむる爲に能く持
 遊物類
 一 技藝。生物学。宛理学之教導す之仕方を著
 述せし書画雛形之類
 一 各学校に於て教導を以て仕上るべきあり或

證據と云ふものの

第三の部

發明の諸品

諸製造産物の商買のつき細密なる規則及び
總表を出版せしむ

第四の部

草木養植の術

珍奇なる草木。菓實。野菜。花卉の類格別
の養植法を明し説ふ。前記述の博覧會
と同時に博覧場を併し設けし規則及び

其代に書類の追々イギリス政府の草木養
植社中より出版せしむ

第二の部第三の部の如く凡て物を制表造表
する者ハ其果毎に一種一個の見本を呈出せしむ
但し各品類に支る又ハ精巧その他に超ゆるは
可なり

品物附方は是迄の博覧會に任事し仕
方を改良國々の順序を立むる品物の種類

従く區別を定むる事

區分あるせし地坪の内二分の一を以て自國政府より場中加入し免許證書を得る者此區分各國より其裁判役を命じ區分地之内二分ハイギリス國の產物或ハ直ニイギリス國裁判役し免許を得る者免送入來ル品物を置くし且場中に入是物も品物の沙汰次第速く生場所より引取べし一旦場中不

勝附あるし物ハ博覽會終了まで代折し運出せしめ賦稅せしむ

諸物不ハ包まざりし者見申る振ふるし
て相當之士友附添建物之内は送るべし且
運送等し諸入費ハ撤らざるべし
地代ハ取立ざるべし且硝子を張る飾基
及び基座系水力拖車を備ふる者一古あり
入費ハ品主ハ撤らざるべし機械ハ亦ハ自國

と者より飾附べし
我頭取ハ場中ノ諾不を最丁寧ニ取扱ヒ雖
破損紛失ホ引更スル處
不物毎ニ直販ノ附札を附ス事不主ノ勝手
あり且都合ニ為ル代を命ト品物を取扱ハ
しむべし品物毎ニ何處ニ博覽場ニ出ス
又斯くハ新工更ハ格亦他品ニ勝ス
所ハを細ニ認免附札あり置べし

勝附ノ地位を西ノ主人ノ為免各品ノ種類ハ
つき部分あり日を定テ更取扱前ノ市
告立べし生帯又ありてハ時日を厳重
以テ誤ル事扱取扱ノ依リ外國品又ハ我國
産ノ差別あり更取日限ノ後ノ持参スルもの
決シテ場中ニ入ルを免ス

開場後直ニ各品ノ評論を細ニ記シ千八百
七十一年六月廿一日

我事未四月
十二日改

迄ニ出版ス

博覧場中ノ諸品物ノ功益を記取せしむる
多ク各國より役人を命ぜらるる事勝手
あり

褒賞ノ印を共ふる事無くも博覧
場に入りし事を知りし書附を各品に
共ふる事

品物ノ目録ハ英語にて出版せしむる事
各國より要用と思ひしを自國ノ語

翻譯せしむる事勝手あり

ロイテナントコロネル

セクレタリー

ヘンリー、ワイ、テイスコット

ロンドン府オップルケンシントン、ゴール地名

一千八百五十一年之博覧會役所ニ於て

Handwritten text in a rectangular frame, oriented vertically. The text is faint and appears to be in a non-Latin script, possibly Cyrillic or Greek. The words are arranged in several lines, with some characters being difficult to decipher due to fading. The text is contained within a simple black rectangular border.

